

令和5年5月2日

令和5年5月8日以降のご面会の方法について

特別養護老人ホーム一心苑

新型コロナウイルス感染症が、5月8日から感染法上の5類に移行しますが、移行後の面会方法は、マスク着用・手指消毒・検温・健康チェックをお願いするほか、次のとおりとします。

面会場所以外はあまり変わりませんが、これは、現在新規感染者数が緩やかに増加しており、5月の連休明けに感染拡大が懸念されること。また、感染者の療養期間はインフルエンザと同じになりますが、インフルエンザと違い無症状の感染者がいるため、当施設ご入居者のように感染すると重症化リスクの高い方々については、これまでの感染対策を一気に緩めることができないためです。

ご理解とご協力のほど宜しくお願いいたします。

①面会場所

離床できる場合：玄関ガラス越しではなく、玄関ホール、食堂、会議室にて。

離床できない場合：居室前テラスから窓越しではなく、窓又はドアを開けて。

オンライン（LINE）となる場合もあります。

②予約制

面会場所が限られ、職員の対応も必要ですので、必ず前日までに予約願います。

以前のように居室に入って面会ができるようになるまで継続します。

③面会頻度・面会者数

原則として、1同一世帯につき月1回。1回につき3人まで。人数が超過した場合は途中で交代して頂きます。

④面会時間

原則として、約15分。

注1) 以上②～④の条件は、看取り介護の最終段階の場合は適用しません。

注2) ご入居者とご面会者との間は2m以上離れて頂きます。ご入居者がマスクを着用できない場合は、より離れて頂くか、パーテーションを置かせて頂く場合があります。

注3) 面会中のご入居者との接触は、控えてください。

ご面会のご予約は

電話番号 **0225-73-2323**（午前8時30分から午後7時00分まで）